

第3章 快適な生活環境の保全

第1節 地球温暖化対策の推進

現 状

地球温暖化問題については、今後、温暖化対策をとらない場合、2100年には、地球の平均気温が1.4～5.8度上昇すると予想され、海面の上昇や熱帯地方特有の伝染病の拡大、農作物の収穫減少など将来世代への重大な影響が懸念されます。

平成16年(2004年)に実施した調査では、平成14年における温室効果ガスの総排出量は1,347万t-CO₂で、全国の総排出量の約1%を占めています。平成2年(1990年)から平成14年までの間に、全国では94百万t-CO₂、7.6%増加しているのに対して、滋賀県では5万t、0.4%の増加に抑えられています。

この結果については、要因として、大量排出工場の縮小等により、非エネルギー起源CO₂(工業過程から排出されるCO₂など)が大幅に減少したことが挙げられます。この他にも、排出量の大部分を占めるエネルギー起源CO₂について、民生・運輸部門における温室効果ガス排出量の増加に対し、経済活動の低迷や産業界における自主的な削減努力によって排出量が抑制されていることも要因の一つとして挙げられます。

しかし、対策をとらない場合、2010年において10.5%(1990年比)増加すると予測されています。

このような中、平成17年2月に京都議定書が発効し、国においては京都議定書目標達成計画が策定されたことを受け本県では、この目標達成計画に沿って「滋賀県地球温暖化対策推進計画」の改定を行いました。

課 題

滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の遵守をはじめ、国と連携を図り、県民、事業者、市町、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員などとの連携により一層の取組が必要となっています。

取 組

地球温暖化対策推進事業

〈エコライフ推進課 地球環境・新エネルギー室〉

(1) 地球温暖化防止活動推進センターによる地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策推進法」に基づき平成12年(2000年)10月に指定した地球温暖化防止活動推進センターにおいて、家庭での省エネ推進事業(省エネ・お得ポイント)をはじめとする地球温暖化防止に係る啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、温室効果ガスの排出の抑制等にかかる相談、助言等を行いました。

(2) 地球温暖化防止活動推進員による普及啓発

地球温暖化対策推進法第23条により、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する者を推進員として委嘱することができるとされており、滋賀県では平成18年度(任期2年)に90名の推進員を委嘱し、学校や企業への出前講座など地域での普及活動に取り組んでいただいているいます。

(3) アイドリングストップ啓発事業

地球温暖化防止を推進する上で、企業の営業車やバス、トラック等における自動車の燃料消費量の削減は、重要な課題となっています。その対策としてアイドリングストップは有効な手段であることから、運転免許更新時に配布する封筒の裏面を利用した啓発や滋賀県トラック協会との共同で高速道路のサービスエリア等での啓発を図りました。

(4) 温室効果ガス総排出量の算定

本県における地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、温室効果ガスの現状把握が必要なことから、「大気環境負荷低減条例」第8条に基づき、温室効果ガス総排出量の算定を行いました。

(表3-1-1、2)

表3-1-1 温室効果ガス排出量(千t-CO₂)

	1990年(基準年)	2002年
排出量	13,423	13,470
県民一人あたりの排出量	11.0	9.9

表3-1-2 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門別	実績値				将来推計値	
	1990年 (基準年)	1995年	1999年	2002年	2006年	2010年
エネルギー起源CO ₂	11,803	12,945	12,540	12,514	13,059	14,149
産業部門	6,564	6,692	6,006	5,926	5,943	6,130
運輸部門	2,897	3,413	3,589	3,683	3,832	4,290
家庭および業務その他	2,341	2,840	2,944	2,905	3,284	3,727
家庭部門	1,259	1,521	1,532	1,587	1,671	1,821
業務その他部門	1,083	1,319	1,413	1,318	1,612	1,906
エネルギー転換部門	0.2	0.3	0.3	0.5	1.0	1.2
非エネルギー起源CO ₂	1,251	1,296	699	575	252	269
廃棄物部門	101	189	242	240	252	269
その他(工業プロセス)	1,149	1,106	457	335	0.554	0.554
小計(二酸化炭素排出量)	13,054	14,240	13,238	13,089	13,312	14,418
CH ₄	209	233	206	197	201	204
N ₂ O	105	119	122	124	132	144
代替フロン等3ガス	55	55	77	60	60	60
HFC	25	25	61	57	57	57
PFC	0.1	0.1	0.2	0	0	0
S F ₆	30	30	15	4	4	4
小計(その他ガス)	368	407	405	381	394	408
総排出量	13,423	14,647	13,644	13,470	13,705	14,826
1990年を100とする指標	100	109.1	101.6	100.4	102.1	110.5

第2節 大気環境保全対策の推進

現 状

大気環境をめぐっては、汚染物質の移流・反応等による光化学スモッグなどの広域的な問題、自動車や工場・事業場から排出される窒素酸化物などによる地域の生活環境に係る問題、様々な有害化学物質による健康影響のおそれの問題など多様な問題があります。

本県の大気汚染の状況については、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)は、すべての測定地点で環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントは、全地点で環境基準を超えており、光化学スモッグ注意報は例年発令されています。

また、平成17年(2005年)にアスペストによる健康被害が全国的に問題となったことから、アスペスト

の大気への飛散防止を徹底するため、アスペスト製造(加工)工場対策、解体建築物対策および大気環境モニタリングを実施しています。

課 題

大気汚染防止対策として、これまで工場・事業場からのいおう酸化物や窒素酸化物などの排出については、大気汚染防止法等で規制を行ってきましたが、今後、有害大気汚染物質や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)にかかる取組を進めていく必要があります。

アスペストは過去に大量に輸入され、その約8割が建材用として使用されています。今後、これらの建築物の解体や改修時にアスペストの飛散のおそれがあるため、大気への飛散防止を図る必要があります。

取組

1 汚染状況把握の推進〈環境管理課〉

窒素酸化物や光化学オキシダント等による大気汚染状況を把握するため、県内14ヶ所の大気自動測定局(県設置8局、大津市設置6局)で24時間連続監視を行っています。(図3-2-1)

また、自動測定局が整備されていない地域の大気環境の把握や、発生源周辺の局所的な大気汚染状況の監視のため、自動測定機器を搭載した環境測定車「あおぞら2号」により移動監視を実施しています。

有害大気汚染物質については、県内8ヶ所(県実施7ヶ所、大津市実施1ヶ所)で毎月測定を行っています。

→参考資料(34)、(35)

図3-2-1 大気自動測定局配置状況
(平成18年(2006年)3月末現在)



(1) 大気環境調査の実施

ア 環境基準設定項目

平成17年度の調査結果は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)については、いずれも環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントについては、1時間値の環境基準0.06ppmを超える値が全局で観測され、環境基準が達成されない状況が継続しています。

光化学スモッグ注意報

光化学オキシダントの濃度が発令基準を超える状

態が継続するとみられるときには、気象条件を勘案して、光化学スモッグ注意報等を発令しており、平成17年(2005年)の注意報発令日数は7日で、発令延べ地域は10地域でした。過去10年では平成10年度以降、毎年注意報を発令しています。

(表3-2-1、2)

表3-2-1 平成17年光化学スモッグ注意報の発令状況

月 日	発令地域	最高濃度 (ppm)	観測地点	発令時間
6月25日	長浜市	0.125	長浜局	14時～15時
	守山市・野洲市	0.146	守山局	14時～17時
	大津市北部	0.121	堅田局	15時～16時
	東近江市・蒲生町・日野町・竜王町	0.142	東近江局	16時～19時
6月26日	長浜市	0.120	長浜局	15時～16時
7月15日	守山市・野洲市	0.127	守山局	15時～19時
7月28日	守山市・野洲市	0.131	守山局	15時～16時
7月30日	長浜市	0.122	長浜局	15時～16時
8月 5日	大津市北部	0.125	堅田局	16時～18時
9月 3日	長浜市	0.123	長浜局	16時～17時

表3-2-2 光化学スモッグ注意報発令状況の推移

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
発令日数	0	0	1	2	3	6	4	2	2	7
発令延地域数	0	0	1	2	3	12	5	3	4	10

イ 酸性雨

県内の大気環境を把握するため、酸性雨調査(2地点、毎週雨水回収)について調査を実施しました。

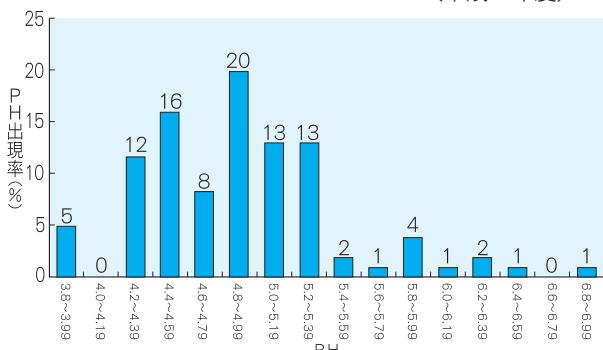
平成17年度調査の結果、酸性雨とされているpH5.6以下の測定値の出現率は90%で、全体の56%がpH4.20～4.99の範囲内にあり、最低値は3.86でした。

(図3-2-2)

昨年度のpH5.6以下の測定値の出現率は94.6%で、全体の77.4%がpH4.20～4.99の範囲内にあったことと比較すると数値上は回復したように見えます。ただ雨水にアルカリ性を示すカルシウムイオンが多く含まれたことから雨水中の酸性物質の量が減少したのではなく、酸性物質が中和されpHが上昇していると考えられます。

そのため引き続き県域の実態を把握するために継続して監視を実施します。

図3-2-2 全測定値におけるpHの階級別出現率(平成17年度)



(2) 有害大気汚染物質モニタリング結果

平成17年度は8地点(県実施7地点、大津市実施1地点)で19物質について調査を実施しました。調査結果は、環境基準が設定されている4物質のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンについては、環境基準に比較して低いレベルとなっており、環境基準を達成しました。

自動車排出ガスの影響が大きいベンゼンについても、平成12年度まで栗東局において環境基準値を超過していましたが、平成13年度以降は環境基準より低いレベルとなっており、平成17年度も全地点で環境基準を達成しました。(図3-2-3~6)

→参考資料 (36)

また、新たに、P R T R制度による届出結果を参考にして、大気中に排出される量の多い化学物質6項目(トルエン等)を対象に環境大気中濃度の調査を実施しました。今後も、工場・事業場の排出状況に対応した調査を実施することにより大気汚染状況を把握します。

→参考資料 (37)

*栗東局は平成14年度末で廃止し、平成15年度から新たに自排草津局で測定を行っています。

図3-2-3 ベンゼン(年平均値)の経年変化

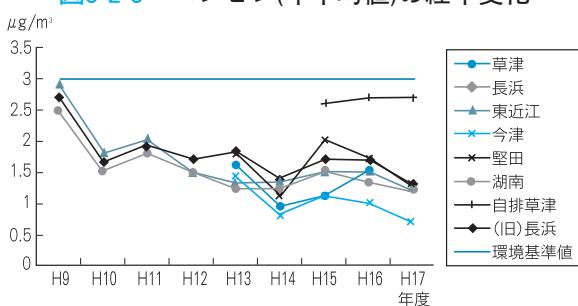


図3-2-4 トリクロロエチレン(年平均値)の経年変化

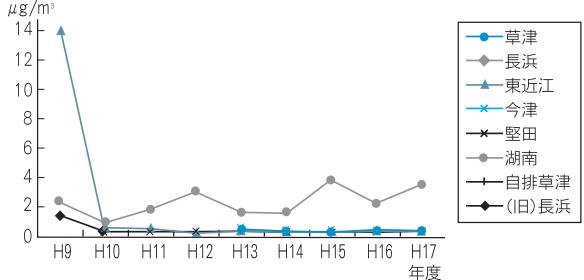


図3-2-5 テトラクロロエチレン(年平均値)の経年変化

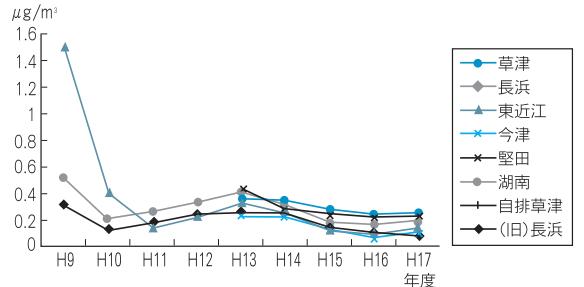
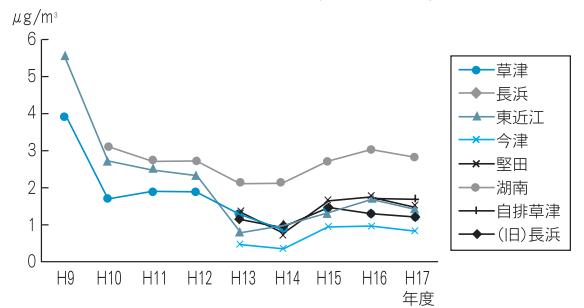


図3-2-6 ジクロロメタン(年平均値)の経年変化



2 固定発生源対策の推進〈環境管理課〉

滋賀県では、大気汚染防止法による工場や事業場等のばい煙発生施設からの排ガス規制に加えて、公害防止条例により施設や対象物質に対する横だし規制や、鉛等の有害物質についての敷地境界基準を設けています。また、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物の排出を抑制するため、平成18年(2006年)4月から大気汚染防止法による排出ガス規制を実施しています。

平成17年度は、ばい煙発生施設を設置する事業場43事業場を対象にして、立入検査および煙道排ガス検査等を実施し、規制の遵守状況について監視を行いました。

その結果、1事業場において窒素酸化物が基準超過していましたので、改善指導を実施しました。

引き続き立入検査等を実施して、大気汚染防止法等に基づく規制基準の遵守を促すことにより大気環境の改善を図ります。

[→参考資料（38）](#)

3 アスベスト飛散防止対策の推進

〈企画調整課、環境管理課、資源循環推進課、健康推進課、建築課〉

㈱クボタ神崎工場がアスベストによる健康被害を公表した後、アスベストによる健康被害が全国的な問題となったことから、滋賀県では、平成17年(2005年)8月2日に「滋賀県アスベスト対策会議」を設置し、解体工事等において発生するアスベストの飛散抑制、県有施設および民間施設のアスベスト使用実態の把握、県有施設のアスベスト建材の撤去、相談窓口の設置など情報提供体制の整備、健康被害の把握とその対応など、様々な施策を行ってきたところです。

大気への飛散防止の観点からは、アスベストの飛散のおそれのある解体工事等の状況を確実に把握するため、平成17年9月22日、滋賀労働局と協定を締結し、届出情報を共有することとしました。さらに、解体工事現場への立入や啓発パンフレットにより大気汚染防止法で定められた作業基準の遵守・徹底を図りました。

また、県内のアスベスト製造(加工)事業場を対象に立入検査を行い、敷地境界でアスベスト濃度の測定を実施するとともに、過去にアスベストを製造(加工)していた事業場についても、立入検査で現況の確認をしました。

さらに、大気環境中のアスベストを把握するため、県内7ヶ所(夏季は3ヶ所)のアスベスト濃度調査を実施しました。調査の結果、各測定地点において、1本／ℓ以下の低い濃度レベルであることを確認しました。

[→参考資料（38）](#)

4 自動車排出ガス対策の推進〈環境管理課〉

(1) 自動車排出ガス監視調査の実施

自動車排出ガスによる大気の汚染状況を監視するため、自排草津(平成15年度から測定開始)、自排水口と逢坂、石山(ともに大津市設置)の自動車排出ガス測定期で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素および炭化水素等の常時監視を行っています。

平成17年度の監視結果は、炭化水素で国の指針値を超過する日が自排草津局、自排水口局および逢坂局でみられました。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

本県では、大気環境負荷低減条例(平成12年3月制定)に基づき、①ドライバーは、走行量の抑制に努めるとともに、やむを得ない場合を除いて、駐車をする時にはアイドリングストップを励行すること。②県民は、公共交通機関を利用するなどにより自動車の利用を控えるとともに、低公害車を利用するよう努めること。③50台以上の自動車を使用する事業者は、自動車管理計画を策定し、県に提出すること。④駐車面積が500m²以上の駐車場の設置者・管理者は、施設の利用者にアイドリングストップを周知すること。を指導しています。

また、中小企業者を対象として「淡海環境創造資金」(平成12年10月創設)による、低公害車の購入と低公害車用燃料供給施設の設置について低利の貸付を行っています。

[→参考資料（39）](#)

5 オゾン層の保護〈環境管理課〉

オゾン層破壊物質であるフロン対策として、本県では「大気環境負荷低減条例」(平成12年3月制定)をはじめ、「家電リサイクル法」(平成13年4月施行)、「フロン回収破壊法」(平成14年4月施行)、「自動車リサイクル法」(平成17年1月本格施行)などにより、CFC等の冷媒用フロンを大気中に放出しないよう指導しています。

県におけるフロン回収破壊法に基づくフロン回収業者等の登録数については、業務用冷凍空調機器関係を取り扱う第1種フロン類回収業者が平成17年度末において593業者(690事業所)となっており、これらの登録業者によりフロン回収が行われています。
[\(表3-2-3\)](#)

**表3-2-3 フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量
(平成17年度)**

機器の種類	処理台数	回収量
業務用冷凍空調機器	5,034台	18.701kg
カーエアコン※	168台	88kg

※平成16年12月31日以前に使用済みとなった自動車から回収されたフロン類のみ計上。

(平成16年末現在、カーエアコン関係を取り扱う第2種特定製品引取業者の登録事業所数は1201事業所で、第2種フロン類回収業者の登録事業所数は395事業所でありましたが、これらの登録事業者は平成17年1月1日から施行されている自動車リサイクル法に基づく引取業者、フロン類回収業者にそれぞれ移行しています。)

第3節 化学物質対策の推進

現状

今日の社会では、様々な製品の原料として、また製造過程で、数万種を超えると言われる化学物質が使用され、私たちの暮らしを支えています。一方で化学物質による環境の汚染も顕在化し、その対応が課題となっています。

化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)」(平成11年制定)により、事業者の届出が義務づけられ、環境中へ排出される化学物質の量が把握され、データが公開されています。

地下水については、県がこれまでに実施した調査で、多くの汚染事例が判明しており、平成18年度は53地域で地下水の定期モニタリング調査を実施しています。この中には、有機塩素系化合物による人為的な汚染が長期間継続している地域も見られます。

このため、平成18年3月、知事より環境審議会に地下水保全のための総合的な対策について諮詢され、滋賀県環境審議会水環境部会地下水総合保全対策小委員会で具体的な検討が進められています。

課題

多種多様な化学物質が環境中に放出されることにより懸念される健康被害や生態系への悪影響などいわゆる「環境リスク」－を低減させること重要なっています。

土壤・地下水対策では、既に判明している汚染の解消と新たな汚染の未然防止のためのしくみの構築が必要です。

このため、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進や、私たちの生活から環境中に放出される化学物質の量を削減するライフスタイルの構築を

促進するため、化学物質に関する情報の共有化による環境リスクコミュニケーション手法の確立を進める必要があります。

取組

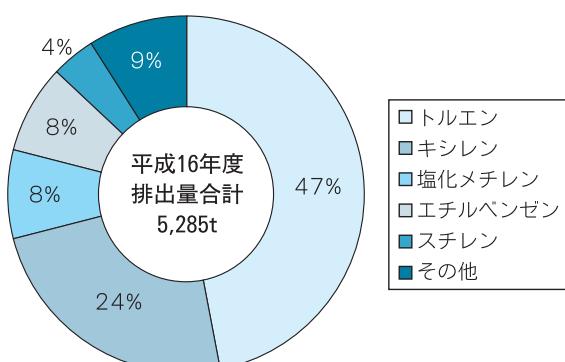
1 P R T R 法の施行 〈環境管理課〉

平成16年度において県内でP R T R 法に基づく排出量等の届出があった事業所は、643事業所(全国の1.6%、全国40,341事業所)であり、これら事業場から環境中に排出された化学物質(第一種指定化学物質)の量は、約5,285 t (全国の2.0%、全国約269,558 t)でした。

なお、届出事業所数は前年度(637事業所)より1.1%増加しましたが、排出量は前年度(約5,492 t)より約3.8%減少しました。

本県において環境中への排出量の多い化学物質としては、合成原料や溶剤に用いられるトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンと金属洗浄に用いられる塩化メチレンで、これら5物質で全排出量の約91%を占めています。(図3-3-1)

図3-3-1 化学物質別届出排出量 (平成16年度)



2 化学物質の自主管理・リスクコミュニケーションの促進〈環境管理課〉

化学物質による環境リスクの低減化対策について、「環境リスク検討委員会」で検討が行われた結果、従来の法令等による化学物質の排出抑制などの規制的手法に加えて、事業者による自主管理を促進すること、化学物質の排出の実態を把握し、その情報を県民、事業者、NPOおよび行政等で共有化とともに、環境リスクコミュニケーションを推進することなどが必要との提言がなされました。

平成17年度には、事業場指導に反映させるために、P R T R 情報とその他の環境関係法令に基づく届出データベースとの一元化を図りました。また、土壤・地下水汚染に関するリスクについてのセミナーを開催しました。環境リスクコミュニケーションの機会はまだ少ないので、さまざまな機会をとらえてリスクコミュニケーションの浸透を図っていく予定です。

3 土壤・地下水汚染対策の推進〈環境管理課〉

(概要)

県内の地下水汚染の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、毎年地下水質測定計画を策定し調査を実施しています。

調査は、①県内の地下水の概況を把握するために実施する概況調査、②概況調査で新たな汚染の検出があった場合に周辺での検出の程度と範囲を把握するために実施する検出井戸周辺調査および③汚染状況の経年変化を把握するために実施する定期モニタリング調査です。

地下水の汚染が明らかになった地域では、環境基準の達成を目指とした対応を進めます。

→参考資料（40）

(結果)

ア 概況調査

平成17年度は、県内8市町の59地点で、人の健康に係る地下水環境基準（以下「環境基準」という。）が定められている項目等28項目について調査しました。

その結果、新たに、彦根市鳥居本町付近（1地点）で、砒素が環境基準以下で検出されました。また硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が甲賀市甲南町野川付近（1地点）で環境基準を超えて検出されました。

また、既に過去の調査で汚染が確認されている地域において、彦根市南三ツ谷町付近（1地点）および守山市木浜町付近（1地点）で砒素が環境基準を超えて検出されました。また、トリクロロエチレンが、近江八幡市御所内町付近（1地点）で環境基準以下で検出されました。

イ 検出井戸周辺調査の結果

概況調査や事業所の自主的な調査等で新たに汚染が判明した5地域で、それぞれ検出した項目について周辺井戸の水質調査を実施しました。

これらの地域では、平成18年度に定期モニタリング調査を実施します。

ウ 定期モニタリング調査

56地域で調査を実施しました。

平成16年度の最高値が環境基準を超えていた41地域では、前年度までの汚染監視調査の結果と比較して、それぞれの項目の最高値濃度は変動があるものの、概ね横ばいもしくは減少傾向にあり、6地域ではすべての測定値が環境基準以下となりました。

また、平成16年度の最高値が環境基準以下であった15地域のうち、9地域ですべての測定値が環境基準以下となりました。この9地域では平成17年度で定期モニタリング調査を終了します。

(結果の評価)

水質汚濁防止法に基づき平成元年度から調査を実施してきた結果、県内では多くの地下水汚染が見つかっています。これらの汚染の状況は近年横ばい傾向にありますが、改善が見られる地域がある一方で、長期にわたって汚染が継続している地域もあります。

また、概況調査の他、近年では事業場の自主的な調査により地下水汚染が判明する事例も見られることなどから、平成18年3月、知事より環境審議会に地下水保全のための総合的な対策について諮問され、滋賀県環境審議会水環境部会地下水総合保全対策小委員会で具体的な検討が進められました。

(今後の展開)

地下水汚染が見られる地域で、平成16年度（有機塩素系化合物）および17年度（重金属等）に、地下水質の他、土壤ガス調査やボーリングによる土壤調査などを行いました。

今後は、滋賀県環境審議会での答申を踏まえ、地下水質等の総合的な保全のための施策を推進します。

4 ダイオキシン類対策〈環境管理課〉

(1) 規制調査等の概要

「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められた常時監視調査として、県では、大気、公共用水域水質と底質、地下水、土壤および水生生物のダイオキシン類による汚染の状況の監視を行っています。

また、同法では、廃棄物焼却炉等5種類の施設が大気基準適用施設に、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等19種類の施設が水質基準適用施設として規制対象とされ、排出ガスまたは排出水の排出基準が設定されています。

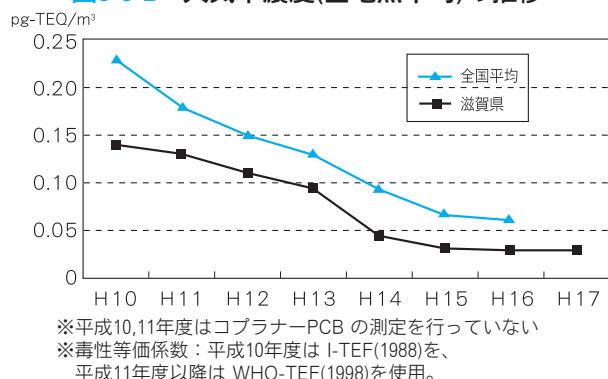
(2) 環境監視結果の概要

→参考資料(41)

ア 大 気

県下の7地点において、年4回大気中のダイオキシン類濃度の測定を行っており、平成17年度は各地点の年平均値が0.016～0.080pg-TEQ/m³であり、すべて環境基準値(0.6pg-TEQ/m³)を下回っていました(1pg(ピコグラム):10⁻¹²g(1兆分の1))。なお、全国調査結果(平成16年度実施)の平均値は0.059

図3-3-2 大気中濃度(全地点平均)の推移



pg-TEQ/m³でした。

本県が調査を開始した平成10年度以降、ダイオキシン類濃度が低下する傾向で推移しています。

(図3-3-2)

イ 公共用水域

公共用水域では、琵琶湖2地点と河川4地点の計6地点で水質および底質について調査しました。水質のダイオキシン類濃度は、0.054～0.13pg-TEQ/㎗の範囲で、いずれの地点も環境基準値(1pg-TEQ/㎗)以下でした。また、底質のダイオキシン類濃度は、0.23～19pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準値(150pg-TEQ/g)以下でした。

ウ 地下水

地下水については、県下34地点で実施し、ダイオキシン類濃度は0.052～0.32pg-TEQ/㎗で、いずれの地点も環境基準値(1pg-TEQ/㎗)以下でした。

エ 土壤

土壤については県下34地点で実施し、ダイオキシン類濃度は0.00065～7.0pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準値(1,000pg-TEQ/g)以下でした。

オ 水生生物

水生生物(魚類)は3魚種を調査しました。水生生物には環境基準は設定されていませんが、ダイオキシン類濃度は全国調査(平成11年度)の結果(0.032～33pg-TEQ/g)の範囲内でした。

第4節 騒音・振動・悪臭対策の推進

現 状

騒音や振動に関する苦情は、各種の苦情件数の中では大きな比重を占めており、工場や事業場に加えて、交通機関や深夜営業など発生源も多様化し、身近な環境問題となっています。環境基本法で、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境基準が定められており、この基準の達成に向けて施策を講じています。

課 題

毎年相当数の苦情が寄せられており、身近な環境問題として対策を進める必要があります。

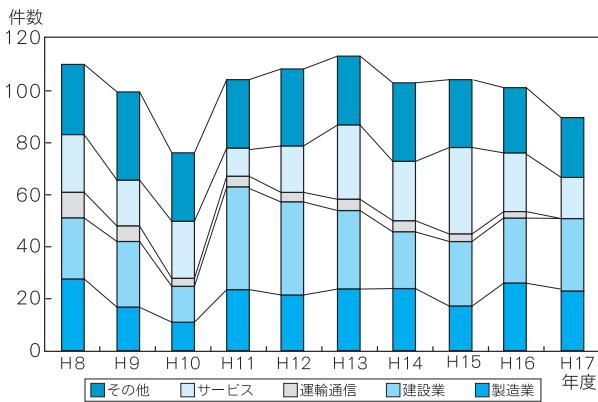
取 組

1 騒音対策の推進〈環境管理課〉

県内の騒音に関する苦情件数は、この10年間は100件前後で推移しており、平成17年度は90件となって

います。発生源別にみると、建設作業騒音が28件(31.1%)と製造業関係の騒音が23件(25.6%)が多く、次いでサービス業(カラオケ等深夜営業を含む)関係の騒音が16件(17.8%)となっています。(図3-4-1)

図3-4-1 騒音苦情の推移(構成比)



資料:「平成17年度 公害苦情件数調査」より

(1) 工場・事業場対策の推進

県内ではすべての市町において、騒音規制法に定める指定地域の指定が行われています。同法に基づき、指定地域内において著しい騒音を発生する施設(特定施設: 11種類)を設置する工場・事業場(特定工場等)に市町への届出が義務づけられるとともに、時間および所在する地域の区分ごとに、敷地境界において遵守すべき規制基準値が定められています。なお、平成17年度の届出施設数は876で、平成17年度末の施設数は36,110でした。

市町長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、設置者に対して、騒音防止方法の改善等を勧告、命令することができますとされていますが、平成17年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

(2) 建設作業対策の推進

騒音規制法に定める指定地域内において建設工事として行われる作業のうち、くい打ち機を用いる作業等著しい騒音を発生する8種類の作業(特定建設作業、環境大臣が指定する低騒音型の建設機械を使用する場合を除く。)を規制の対象とし、市町への事前の届出と規制基準の遵守を義務づけています。

市町長は、特定建設作業で発生する騒音が規制基

準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、工事の施工者に対して、騒音防止方法の改善等を勧告、命令することができるとされていますが、平成17年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

2 振動対策の推進〈環境管理課〉

県内における振動の苦情件数は、比較的少なく、例年15件前後で推移しています。平成17年度には12件で、これを発生源別にみると、建設作業に対する苦情が6件(50.0%)、工場・事業場に対する苦情が3件(25.0%)となっています。地域別では、大津・湖南地域で8件(66.7%)となっています。

(1) 工場・事業場対策の推進

県内のすべての市町で振動規制法に定める指定地域の指定が行われています。指定地域内において著しい振動を発生する施設(特定施設: 10種類)を設置する工場・事業場(特定工場等)に市町への届出が義務づけられるとともに、時間および所在する地域の区分ごとに、敷地境界において遵守すべき規制基準値が定められています。なお平成17年度の届出施設数は619で、平成17年度末の施設数は23,780でした。

市町長は、特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、設置者に対して、勧告、命令することができますとされていますが、平成17年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

(2) 建設作業対策の推進

振動規制法でも、指定地域内で建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業として、くい打ち機等を使用する4作業(特定建設作業)を規制の対象とし、市町への事前の届出と規制基準の遵守を義務づけています。

市町長は、特定建設作業で発生する振動が規制基準に適合しないことによって、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、工事の施工者に対して、勧告、命令することができますとされていますが、平成17年度には、これらの措置に至った事例はありませんでした。

3 交通公害対策の推進〈環境管理課〉

(1) 自動車交通公害対策の推進

ア 騒音規制法・振動規制法に基づく要請等

本県では、騒音規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度について、区域と時間の区分で指定しています。市町長は、自動車騒音がこの限度を越えて、生活環境に著しい影響をおよぼしていると認められるときは、公安委員会に対して道路交通法の規定に基づく措置を取るよう要請し、または、道路管理者、関係行政機関の長に意見を述べることができますとされています。振動についても、同様の制度が設けられています。なお、平成17年度においては、このような規定に基づく要請や意見が提出された事例はありませんでした。

イ 常時監視

騒音規制法第18条の規定に基づき、県は道路沿道における自動車騒音の状況を常時監視を行っています。

平成17年度の本県における自動車騒音の常時監視として、道路端において自動車騒音調査を5ヶ所で行った結果は昼間最高値75 d B、夜間最高値77 d Bであり、1ヶ所において自動車騒音に係る要請限度の基準(75 d B)を上回っていました。

要請限度基準を上回った地点においては、特に大型車の通行量が多いことから、平成18年度以降においては、主に大型車の通行量が多い地点を対象として、計画的に調査を実施していきます。

(2) 新幹線鉄道騒音対策の推進

新幹線鉄道に関しては、環境基本法に基づく環境基準が定められ、地域別の基準値（I類型地域：70デシベル、II類型地域：75デシベル）と達成期間が設定されています。

滋賀県においても、沿線の17市町において地域の指定を行っていますが、達成期間を過ぎても達成状況は芳しくない状況です。このような状況から、国によって環境基準の達成に向けた暫定的な対策である「75デシベル対策」が、昭和60年度以降進められています。県においては、「75デシベル対策」に基づき防音壁の設置などの対策が講じられている地域について、その効果を確認するため調査を行ってお

り、平成17年度(2005年度)に調査した2ヶ所については、75デシベルを下回っていました。

4 悪臭防止対策の推進〈環境管理課〉

滋賀県における悪臭に関する苦情件数は、この10年間は100件前後で推移しています。（図3-4-2）

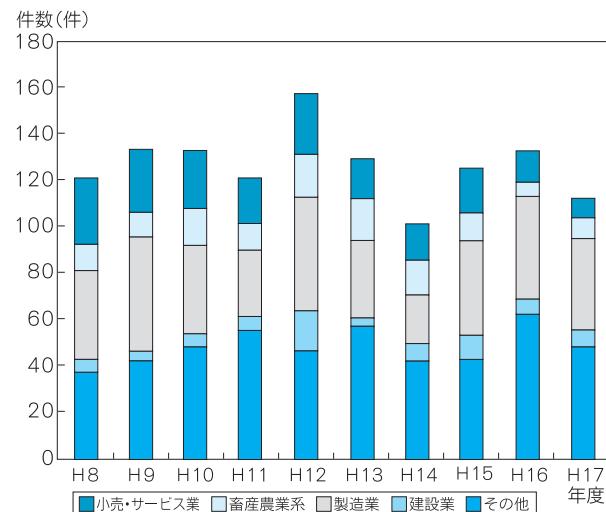
悪臭苦情は、発生源の多様化が進んでいることから、個別悪臭物質の規制だけでは対応できない場合が多くなってきています。

このため、県では平成14年度に、県環境審議会大気騒音部会において規制基準のあり方を検討して、平成15年度から臭気指数規制(人の嗅覚の感覚量に対応した規制)を導入しました。

各市町の規制方式

- 特定悪臭物質濃度規制方式：9市9町
- 臭気指数方式：3市3町

図3-4-2 悪臭苦情の推移



資料：「平成17年度 公害苦情件数調査」より